

三原市水道事業ホームページ広告掲載取扱要領

平成 25 年 2 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、三原市水道事業ホームページ（以下「水道部ホームページ」という。）への広告掲載に関して、三原市水道事業広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載する位置及び規格等)

第 2 条 広告を掲載することができる位置及び規格等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 掲載位置 水道部ホームページのトップページ下段
- (2) 大きさ 縦 60 ピクセル、横 150 ピクセル
- (3) 色 フルカラー
- (4) 形式 GIF (アニメーション可)、JPEG 又は PNG。ただし、アニメーション GIF 等動きのあるものを使用する場合にあっては、閲覧者の視覚に過度の負担が掛からないものとする。
- (5) 容量 15 キロバイト以下
- (6) 枠数 1 箇月につき 5 枠

(広告の表現)

第 3 条 水道部ホームページに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要綱に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含む広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」等あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択が可能であるような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) GIF アニメーションの使用

GIF アニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

ア コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは使用することができ

ない。

イ 広告画像の大部分の領域が切り替わるものは、切替えの間隔を2秒以上とする。

ウ その他画面が点滅するものは、1秒間に2回以上の点滅をさせないものとする。

(3) 水道部ホームページとの区分化

閲覧者が、水道部ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が三原市水道事業（以下「水道事業」という。）の事業であると錯覚するおそれのある表現を使用してはならない。

(4) 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。また、文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(5) その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適切な言葉と文字を用いること

イ 水道部ホームページの閲覧者に誤解や錯覚を起こさせるような表現を用いないこと

ウ 水道部ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと

（広告の掲載期間）

第4条 広告の掲載期間は、月初めから月末（月初め又は月末が休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び土曜日並びに12月29日から翌年1月3日までをいう。以下同じ。）に当たるときは、これらの日の翌日）までの1箇月を最小単位（以下「掲載単位」という。）とする。

（広告掲載希望者の募集）

第5条 広告を募集するときは、ホームページ及びその他の広報媒体を利用して、広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

（広告掲載の申込み）

第6条 申込者は、三原市水道事業ホームページ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、年度を超える期間を継続して申し込むことはできない。また、広告掲載料は、広告枠1枠当り月額5,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した額とする。

3 第 1 項の規定による申込みは、広告の掲載開始希望日が属する月の前々月末（その日が休日に当たるときは、これらの日の前日）までに行わなければならない。

4 管理者は、第 1 項に規定する申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

（広告掲載の決定）

第 7 条 管理者は、前条に規定する申込みがあったときは、掲載の可否について、要綱第 6 条に規定する広告審査委員会により審査するものとする。ただし、軽微なものを除く。

2 管理者は、申込者に対し、前項の規定による審査の結果を、三原市水道事業ホームページ広告掲載決定通知書（様式第 2 号。以下「決定通知書」という。）又は三原市水道事業ホームページ広告不掲載決定通知書（様式第 3 号）により速やかに通知しなければならない。

（広告掲載内容の承諾）

第 8 条 前条第 2 項の規定により決定通知書を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、管理者が指定する期日までに三原市水道事業ホームページ広告掲載承諾書（様式第 4 号。以下「承諾書」という。）を提出するものとする。

（広告掲載に係る優先順位）

第 9 条 申込者が第 2 条第 6 号に規定する枠数を超える場合は、次に掲げる優先順位により広告掲載者を決定する。この場合において、同一の掲載順位のものの中では掲載希望月数が多いものを優先することとする。

(1) 優先順位 1 市内に本社、営業所、店舗等を有する企業又は事業者等、若しくは商店街又は専門店街などの連合体。ただし、広告代理店等を除く。

(2) 優先順位 2 国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人及びこれに類するもの

(3) 優先順位 3 「優先順位 1」以外の企業、事業者又は広告代理店等

(4) 優先順位 4 掲載単位当たりの広告掲載希望金額の高いもの

(5) 優先順位 5 申込先着順

2 前項の規定において、広告掲載者を選定することができない場合は、抽選により広告掲載者を選定するものとする。なお、抽選に参加しない申込者がある場合は、当該申込者に代わって、当該広告掲載事務に関係しない水道事業の職員が抽選を行うこととする。

（広告原稿の作成及び提出）

第 10 条 広告掲載者は、管理者が別に指定する期日までに、広告原稿（画像データ）

を作成し、提出するものとする。この場合において、広告の作成及び提出に係る経費は、広告掲載者が負担するものとする。

(広告の掲載)

第11条 管理者は、承諾書及び前条の規定により提出のあった広告原稿（画像データ）が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

2 管理者は、承諾書及び広告原稿（画像データ）の提出があったときは、その内容及びリンク先について申込書記載の内容と相違していないこと、要綱及び本要領等に違反していないこと、その他提出された広告原稿（画像データ）が適当であることを確認しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による確認の結果、提出された広告原稿（画像データ）が適当でないと認めたときは、広告掲載者に対し、広告原稿（画像データ）又はリンク先の変更を求めるものとする。なお、広告掲載後についても同様とする。

(掲載しない広告)

第12条 次の各号のいずれかに該当する広告は、ホームページには掲載しないものとする。

(1) 広告又はリンク先の内容が、要綱第4条各号のいずれかに該当する広告

(2) 広告又はリンク先の内容に、ミネラルウォーター、ウォーターサーバー、浄水器等の販売又はレンタルに関する内容が含まれている広告

(3) 広告又はリンク先の内容に、水道事業への不安を煽る内容が含まれている広告

(4) 三原市水道料金の滞納がある者の広告

(5) その他管理者が不相当と認める広告

(広告掲載料の納付)

第13条 広告掲載者は、管理者が指定する期日までに、納入通知書により広告掲載料を納付するものとする。

(広告掲載の取消し等)

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前の催告等を行わずに、広告掲載の決定を取消し、又は掲載中の広告を削除し、若しくは広告掲載を一時中止することができる。

(1) 広告掲載者又は広告若しくはリンク先の内容等が、要綱第4条各号及び本要領第12条各号のいずれかに抵触する事実が判明したとき。

(2) 広告掲載者が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(3) 広告掲載者が、本要領第11条第3項の規定による変更の求めに応じなかったとき。

(4) 広告掲載者が、三原市及び水道事業の信用を失墜し、又は業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。

- (5) 広告掲載者が、社会的信用を著しく失墜するような行為を行ったとき。
- (6) 広告掲載者の倒産、破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (7) 水道事業の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項の規定による広告掲載の取消し等により広告掲載者が損害を受けることがあっても、管理者はその賠償の責めを負わない。この場合において、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告内容等の変更)

第15条 広告掲載者は、月を単位として、広告の内容又はリンク先を変更することができる。

2 広告掲載者は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の15日前までに、管理者に対し、三原市水道事業ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第5号)を提出し、承認を得るものとする。

3 前項の規定による承認は、三原市水道事業ホームページ掲載広告変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(広告掲載の中止の申出等)

第16条 広告掲載者は、自己の都合により、掲載中の広告を削除し、又は広告掲載を一時中止するときは、30日前までに三原市水道事業ホームページ広告掲載中止申出書(様式第7号)により管理者に申し出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による申出があった場合、掲載した広告を削除するものとする。

3 管理者は、前項の規定により広告掲載を中止した場合は、既納の広告掲載料から広告を掲載した月から中止した日の属する月までの広告掲載料を差し引いた額を当該広告掲載者に対して返還するものとする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告掲載料の返還)

第17条 納付された広告掲載料は、原則として返還しないものとする。ただし、広告掲載者の責めに帰さない事由により、広告の掲載期間中に連続して24時間以上にわたり広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった期間に応じ、既納の広告掲載料を返還する。

2 前項の場合において広告を掲載できなかった期間が1箇月に満たない場合の当該月分の広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定により返還する広告掲載料には利子は付さない。

(広告掲載者の責務)

第18条 広告掲載者は、広告及びリンク先のホームページの内容その他広告掲載に

関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告掲載者は、広告の掲載に関し、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。
- 4 広告掲載者は、第7条第2項の規定により決定を受けた水道部ホームページへの広告の掲載の権利を、他に譲渡してはならない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。